

令和3年4月23日

厚生労働省  
子ども家庭局長  
渡辺 由美子殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井トシ子



### 令和4年度予算・政策に関する要望書

近年、初産年齢の上昇によるリスクの高い妊産婦の増加や育児の孤立化による産後うつ・子どもへの虐待等の問題が山積する中、成育医療等の提供にあたっては、母子の心身に関する問題を包括的に捉えた適切な関わりが求められています。

このような母子を取り巻く環境が変化する中、安心して子どもを産み育てるための環境を整備するためには、医療、保健、教育、福祉等における施策の相互連携を図りつつ、切れ目のない実施体制と横断的な視点での総合的な取り組みを推進することが不可欠です。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（略称：成育基本法）には、必要な成育医療等を切れ目なく提供する責務が明記されています。

以上より、令和4年度予算案等の編成にあたっては、特に以下の事項につきまして、必要な施策の実現を図られますよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

#### 要 望 事 項

1. 母子に関する施策を調整する看護系技官の配置

# 1. 母子に関する施策を調整する看護系技官の配置

1)母子に関する様々な施策を総合的に調整する企画官級の看護系技官を配置されたい。

- 厚生労働省においては、「母子のための切れ目ない施策」に係る部局が複数にまたがっている。
- 成育基本法や母子保健法の一部改正に掲げる切れ目ない支援体制の構築・推進における一体的な対応が難しい状況がある。
- 医療・母子保健・子育て支援施策等における制度の整合性を図るためには、部局の垣根を超えた連携・調整を担当する企画官級の看護系技官が必要である。

## 母子に関する施策を調整する看護系技官の配置イメージ

